懲戒処分の指針について

【ご意見】（令和8年10月25日受付）

今年度、市役所職員について２件の懲戒処分がありました。

先般の職員は停職処分とのことですが、不起訴とは言え、法を遵守すべき公務員が犯罪の構成要件を満たす行為を行ったことは、到底容認できません。また、示談金や弁護士費用などが生じた場合に、これら費用を本人が給与等から支払ったとしても、原資は税金であり、納得出来るものではありません。

今後このような事が無いよう懲戒処分の指針を改正し、国や県よりも厳しい基準を設定するよう強く要望します。

【回答】

この度の懲戒処分につきましては、市民の皆様に大変なご心配とご不快な思いをおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。職員の行動につきましては、市民の信頼を裏切るものであり、誠に申し訳なく存じます。

懲戒処分の指針改正については国の指針を準用しております。改正については国や県の動向、他自治体の状況も勘案しつつ、検討を重ねてまいります。

いただきましたご意見を真摯に受け止め、市民の皆様の信頼回復を最優先に、再発防止に向けて全庁一丸となって取り組んでいく所存です。

担当　総務課